

(参考資料) 1. 指定技術

○ 「指定技術」とは、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある技術導入契約の締結等に係る技術として直投命令別表第二に定められている以下の技術をいいます。

別表第二

	技 術
一	航空機に関する技術であって、次のいずれかに該当するもの イ 航空機的设计、製造又は使用に関するもの ロ 航空機の部分品若しくは付属装置的设计、製造又は使用に関するもの
二	武器に関する技術であって、次のいずれかに該当するもの イ 武器的设计、製造又は使用に関するもの ロ 武器の部分品若しくは付属品的设计、製造又は使用に関するもの ハ 軍用電子機器の製造に関するもの
三	火薬類の製造に関する技術
四	原子力に関する技術であって、次のいずれかに該当するもの イ 原子炉（核融合炉を含む。以下同じ。）若しくはその部分品、付属装置若しくは構成材又は原子力用タービン若しくは原子力用発電機的设计、製造又は使用に関するもの ロ 核燃料的设计、製造、使用若しくは再処理又はこれらに用いる装置的设计若しくは製造に関するもの ハ 放射線発生装置的设计、製造若しくは利用又は放射性物質の利用、処理若しくはこれらに用いる装置的设计若しくは製造に関するもの ニ 原子炉によらない核反応の利用に関するもの
五	宇宙開発に関する技術であって、次のいずれかに該当するもの イ 宇宙飛しょう体（気象観測用ロケットを除く。以下同じ。）若しくは宇宙飛しょう体の打上げ、誘導制御、追跡若しくは利用のために特に设计された装置又はこれらの部分品、付属装置若しくは材料的设计、製造又は使用に関するもの ロ 宇宙飛しょう体の開発のために特に设计された試験装置又はその部分品、付属装置若しくは材料的设计、製造又は使用に関するもの ハ 宇宙飛しょう体の推力源的设计、製造又は使用に関するもの